平成３０年（フ）第６７６号
大阪市城東区東中浜３丁目16番３号　グランソシエ緑橋　101号
債務者　富岡　直美
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７２７号
大阪府大東市御供田３丁目５番１号ルネ・グランシャリオ405号
債務者　丸山運送こと　丸山　直也
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８０７号
大阪市平野区加美鞍作３丁目11番８―501号
債務者　山口　友一
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８５８号
大阪市平野区加美北３丁目12番38号　グランドハイツ平野205、前住所東京都世田谷区中町３丁目18番10号　いすず荘201
債務者　古久保僚兵
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１００３号
大阪市住吉区墨江４丁目６番19号　デ・リード住吉公園　604号
債務者　長谷川　守
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３２５号
大阪市平野区背戸口１丁目１番１号
債務者　伊井利城子こと　ＰＡＲＫ　ＲＩＳＵ　ＮＧＪＡ　朴　利城子
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４３７号
大阪市阿倍野区昭和町５丁目８番20―603号
債務者　赤塚　幸隆
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４５１号
大阪府寝屋川市高宮あさひ丘50番７号
債務者　斉野かおり
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４９０号
大阪市北区菅栄町７番３号　菅栄町笠置アパート　102号室、前住所大阪市北区東天満１丁目10番17号　ハイツ汎愛　201号室
債務者　大平　正夫
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４９５号
大阪市東成区大今里西３丁目13番16―705号
債務者　米田　貴史
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５３２号
大阪府枚方市長尾元町２丁目37番50―206号
債務者　脇川千代子
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５４１号
大阪市大正区平尾５丁目９番９―804号、前住所大阪市浪速区久保吉１丁目２番26号　レオパレス久保吉　404号
債務者　頓所みのる
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５４５号
大阪府枚方市中宮山戸町21番１―101号
債務者　奥野　　潮
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５４９号
大阪府高槻市芝生町２丁目45番22―202号
債務者　野田　順子
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４２号
北海道伊達市末永町190番地45
債務者　田中　秀憲
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成３０年（フ）第４３号
北海道室蘭市中島本町２丁目９番30―106号
債務者　三影　勇貴
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成３０年（フ）第１３号
北海道様似郡様似町錦町34番地
債務者　竹内　裕美（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成30年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成３０年（フ）第１４号
北海道日高郡新ひだか町静内緑町７丁目３番14―406号　緑町団地Ａ棟
債務者　三上知恵子（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成30年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係